

認知症の啓発、予防、相談の場

『認知症カフェ ニューサマーオレンジ』 に参加しませんか？

【認知症カフェとは】

全国的に高齢化が進んでおり、高齢化に伴い認知症の症状を持つ人の数も増えており、現在全国で462万人（65歳以上の7人に1人の割合）いるとされています。今後、身近で認知症の方に関わる機会が増えることが予想され、そのためには認知症を正しく理解することが求められます。

「認知症カフェ ニューサマーオレンジ」は、認知症があっても暮らしやすい地域を目指し、認知症の人、家族、認知症に関心のある地域の人たち、医療や介護などの専門家の人たちが気軽に集まり、お茶やコーヒーを飲みながら語り、相談し合うことにより、地域の支え合いを育てる居場所です。

【お気軽にご参加ください！】

内 容：お茶やコーヒー、お菓子を囲んでおしゃべりをしたり、各種講演会や相談会を通じ、認知症への理解を深めます。一般の方や認知症に関心のある住民の方の参加も大歓迎です。

開催時間：10:00～16:00の間で、時間内の出入りは自由です。

場 所：稲 取地区 ダイロクキッチン
奈良本地区 奈良本公民館

利用料金：1日 200円



温かみのある稲取カフェの様子



奈良本カフェ「医療・介護講座」の様子

【6月以降の開催予定】

開催月	開催日		内 容
	稲 取	奈良本	
6月	1日（木）	22日（木）	「成年後見制度について」（講演時間13:30～14:30） 講師：伊豆下田法律事務所 弁護士 篠崎 元貴氏
7月	6日（木）	27日（木）	「医療・福祉制度について」（講演時間13:30～14:30） 講師：つわぶきデイサービスセンター 飯田 清久氏
8月	3日（木）	24日（木）	認知症を予防する水菓子の試食会&交通安全教室
9月	7日（木）	28日（木）	音楽療法とレクリエーション
10月	5日（木）	26日（木）	腹の底から思いっきり笑いましょう！～落語「ニューサマー寄席」～ (13:30～14:30) 桂 美団治さん
11月	2日（木）	30日（木）	「冬の過ごし方～感染症から身を守る～」(講演時間13:30～14:30) 講師：つわぶき居宅介護支援事業所 出野 晶子氏
12月	7日（木）	21日（木）	小物作り
1月	11日（木）	25日（木）	「認知症の人への関わり方」（講演時間13:30～14:30） 講師：伊豆東部総合病院 認知症サポート医
2月	1日（木）	22日（木）	遺言作成講座（講演時間13:30～15:00） 講師：司法書士おさだ法律事務所 長田 祐樹氏
3月	1日（木）	22日（木）	ぼたもち作りと音楽療法

問合せ先 地域包括支援センター ☎95-1106

児童手当の現況届の提出は6月中に

現在、児童手当を受けている方は、毎年6月中に「現況届」を提出しなければなりません。現況届は、毎年6月1日における状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。期限までにこの届が提出されない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現況届の提出が必要な方には個別に用紙を送付しますので、ご記入のうえ提出してください。

現況届に必要な添付書類等

- 受給者の健康保険被保険者証の写し
※受給者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出
- その他必要に応じて、提出する書類があります
※平成29年1月1日以降に他市町から転入、監護・養育する児童と別居している場合など



母子家庭等医療費助成受給者証の 更新について

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日までです。今後も助成制度の利用を希望される場合は、6月中に更新手続きをお願いします。また、前年以前に所得税が課税されているために助成が受けられなかった方も、所得の年度更新により受給できる可能性がありますのでご相談ください。

問合せ先 住民福祉課 子育て支援係 ☎95-6204

住宅リフォーム補助金のご案内

住宅リフォーム 振興事業補助金とは

町民（町内に1年以上居住）が、町内業者を利用し、住宅を改良する場合、町が経費の一部を補助します。申請者が所有し、居住している住宅が対象です。（貸家やアパートは対象外）

補 助 額

工事費が100万円以上の場合 ⇒ 最大20万円
10万円以上100万円未満の場合 ⇒ 工事費の20%

- ◆納税証明書の提出は不要。ただし、申請者の納税状況等の確認が必須であるため、本人の同意が必要。未納の税がある場合は、受け付けできません。
- ◆原則、1住宅1回限りの補助となりますが、所有者が変わった時は、補助の対象となります。
※所有者が変わった時とは、第三者が住宅を購入した場合または相続した場合。
住宅が共有名義の場合は、売買・相続等で全ての名義が変わった場合に限る。
- ◆過去にこの補助金を受けていない人が対象。
- ◆工事金額が20%以内の変更であれば、変更申請の提出は不要。

- 「工事が始まっている」「工事が終わった」ものは補助対象外です。
- 事前に申請・審査が必要となります。
- 補助の対象となる工事、ならない工事がありますのでご確認ください。

問合せ先 観光商工課 ☎95-6301